

神奈川県手をつなぐ育成会  
会 長 中川 孝子

## 令和7年度 国・県への予算要望

神奈川県手をつなぐ育成会

## 令和7年度【県】への予算要望書 ①

団体名	神奈川県手をつなぐ育成会
-----	--------------

県庁内（部局等）	福祉子どもみらい局 共生推進本部室
----------	-------------------

件名	「暮らしに関する事」
----	------------

新規・継続	(新規) ・ 継続
-------	-----------

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画における、要望内容に関係すると思われる各論番号（1105・1106・1301・1302・2108・2112・2113・3101・3102・3104・3201～3206・4101・4102・4105・4108～4110・5313）

### 要望内容

障害者本人が望む暮らし方を実現するためにも、丁寧に本人の意思を汲み取る意思決定支援が重要で、活動範囲を広げて選択するための経験を増やす取り組みを推進してください。

○本人や家族が高齢になっても自分らしく生活が継続できるためのサービスとして、併用型・共生型のサービスがありますが、まだあまり広がっていません。暮らし方の選択肢が増えるよう、併用型・共生型の事業所が増えるための取り組みを推進してください。

○いっぽうで、GHは増えてきていますが、障害理解が伴わないGHも多く、職員も集まらず支援が行き届いていないGHもあります。新設の認可の際は、これまで行っている評価基準に加え、障害理解や理念なども必須の確認事項として加えてください。

○日中生活支援サービス GH の報告を自立支援協議会で行うことになっていますが、GHに実際出向き報告をチェックする機能が必要です。基準項目の検討や報告のチェックには、当事者団体も参加できるようにしてください。

○包括型 GH 利用者は体調不良の際に、日中職員が不在のため利用者一人でGHに残ることになります。事業所側の努力でやりくりして職員配置している現状があります。県はGHの現状を把握し、加算の対象にするなど支援してください。

○入所者の移動支援の利用は利用条件が市町村により違います。本人の希望があれば利用できるよう、県として地域生活支援事業に対し補助を行うなどし、市町村が条件緩和できるようにしてください。

○様々な理由で福祉サービスの利用をしていない在宅状況の障害者の方が福祉との繋がりを持ち続けるためにも、サービス等利用計画はサービスを利用しない方にも利用できることを本人や家族に周知し、セルフプランではなく相談支援事業所を利用した計画作成を促すよう市町村に働きかけてください。

## 令和7年度【県】への予算要望書 ②

団体名	神奈川県手をつなぐ育成会
-----	--------------

県庁内（部局等）	福祉子どもみらい局 共生推進本部室 福祉部 障害福祉課
----------	--------------------------------

件 名	「虐待防止」
-----	--------

新規・継続	(新 規) ・ 継 続
-------	-------------

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画における、要望内容に関係すると思われる各論番号（1101・1104・1105・1106・1201・1202）

### 要望内容

障害者や高齢者をターゲットにした虐待は後を絶ちません。原因は様々ですが、事業所などの場合は特に人材不足から職員一人に係る負担による苛立ちが弱い者へ向けられている事も大きな要因の一つと思われます。

また、家族から虐待を受けている事例も多いです。障害の受容ができない家族や親族もいて、母親がひとり孤立してしまう事が多々あります。産前産後などの両親教室や乳幼児検診など、早期から心のケアを行うとともに、虐待に関する情報や相談について周知してください。

また、事業所などで虐待防止・パワハラやセクハラなどの研修会を自主的に取り組む場合には、負担軽減や必要に応じた研修が行えるよう、コンテンツや情報の提供、講師の紹介などの支援を行ってください。

## 令和7年度【県】への予算要望書 ③

団体名	神奈川県手をつなぐ育成会
-----	--------------

県庁内（部局等）	福祉子どもみらい局 共生推進本部室 選挙管理委員会
----------	------------------------------

件 名	「投票支援」
-----	--------

新規・継続	新 規 ・ 継 続
-------	-----------

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画における、要望内容に係ると思われる各論番号（5319～5321）

### 要望内容

育成会では分かり易い候補者情報の提供と、障害種別の投票支援が準備されている事のアナウンスなどを、昨年度要望させていただきました。

年末には県選挙管理委員が障害者の選挙に関するアンケート調査を行い、育成会も協力をさせていただきました。その際、「本人が記入するには当事者目線の障害福祉推進条例わかりやすい版の様に、わかりやすいアンケートが必要で、アンケートを作成する前に当事者団体との意見交換をして丁寧に作成していただきたい」とお伝えしています。まだアンケート結果は伺っていませんが、同時期に横浜市も取り組んでいると伺っていて、今後の動きに期待もしています。

せめて県内はできるだけ同じ配慮を提供していただき、障害者がどこに住んでも投票場所で混乱しないように協力して進めていただきたいです。

アンケート結果をもとに、今後も当事者団体と意見交換を継続していただける事を要望します。

令和7年度【県】への予算要望書 ④

団体名	神奈川県手をつなぐ育成会
-----	--------------

県庁内（部局等）	福祉子どもみらい局 共生推進本部室 教育委員会 行政部 インクルーシブ教育推進課
----------	---

件名	「障害児者への性教育」
----	-------------

新規・継続	(新規) 継続
-------	---------

当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画における、要望内容に関係すると思われる各論番号（5603・5604・5608・8201）

要望内容

知的障害児者の性被害が後を絶ちません。表に出ているのは氷山の一角で、訴えることができない人達は必ずいます。

年齢に応じた知識・マナー・ルールを伝えていく事と、困った時や被害にあった時に助けを求める事ができるように教えていく事が必要なのではないのでしょうか。

今回の基本計画には「障害者への性教育」という具体的な記述はありませんが、インクルーシブ教育を推進するにあたり、学齢期から、興味本位でトラブルに巻き込まれる事の無いよう、被害者にも加害者にもならないよう、自分自身を守る方法を含めて、関係部署で連携し学びの機会を定着してください。

また、性被害やセクハラにあった場合の相談先や避難先等については、学齢期は勿論、卒業後もわかりやすい情報を当事者に周知してください。